

平成30年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 社会福祉課
 担当名: 生活保護担当
 内線: 3280

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B62	生活保護費県負担金		一般会計	民生費	生活保護費	扶助費	県負担金	
事業期間	昭和25年度～	根拠法令	生活保護法第73条			宣言項目		
					分野施策	020415 生活の安心支援		
1 事業の概要			5 事業説明					
生活保護法第73条の規定により、居住地がないか、又は明らかでない被保護者等について、市が支弁した保護費等の1/4を県が負担する。 (1) 生活保護費県負担金 43,713千円 一人当たり扶助費について、当初見込みと比較して増加したことによる増			(1) 事業内容 生活保護法第73条の規定により、居住地がないか、又は明らかでない被保護者等について、市が支弁した保護費等の1/4を県が負担する。 (2) 事業計画 対象は、37市(政令指定都市及び中核市を除く。)交付申請により概算交付及び精算を行う。 6月 市から前年度実績報告書、今年度交付申請書が提出される 9月 交付決定を行う(4月～10月分概算払) 10月 第1回所要見込額調 12月 第2回所要見込額調 1月 市から、第2回所要見込額調に基づいた変更交付申請書が提出される 3月 変更交付決定を行う(概算払) ※前年度国庫負担金確定後、前年度確定精算を行う (3) 事業効果 病院・施設が多く所在する市への過重な負担を軽減し、被保護者の最低生活を保障する。 (4) 補正予算の概要 医療扶助費等が増加したことにより、一人当たり扶助費が増加する見通しであることから増額するものである。 (当初予算額) 1,781,449千円 → (2月補正額) 43,713千円 → (2月補正後) 1,825,162千円					
2 事業主体及び負担区分								
国3/4(県1/4)市0								
3 地方財政措置の状況								
普通交付税(単位費用) (区分) 扶助費(細目) 生活保護費 (細節) 生活保護費 (積算内容) 保護費、保護施設事務費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
人件費: 9,500千円×0.5人=4,750千円(増減なし)								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	補正後の 予算額
決定額	43,713						43,713	1,825,162
現計額	1,781,449						1,781,449	